

浜松市美術館等の美術資料の収集及び審査に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市美術館及び秋野不矩美術館等において所蔵する美術品及び美術工芸品等(以下「美術資料」という)の収集及び審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(収集の基準)

第2条 美術資料の収集は次の各号に掲げる基準に基づいておこなう。

- (1) 近現代美術の流れを展望できる優れた作品
- (2) 郷土に関係のある優れた作品
- (3) 秋野不矩に関する作品及び資料
- (4) 前各号に掲げるもののほか館資料として適したもの。

(審査員)

第3条 教育長は美術資料収集の適正を図るため、次の各号に掲げる条件を具備する者のうちから、美術資料審査員(以下「審査員」という)若干名を委嘱する。

- (1) 人格が高潔であり、かつ公正な判断ができる者
- (2) 審査する美術資料について学識経験を有する者
- (3) 審査する美術資料について利害関係を有しない者

(審査員の職務)

第4条 審査員は教育長の諮問に応じて収集しようとする美術資料の美術資料的価値の有無及び予定価格の適否等について開催する会議で審査をおこなう。ただし、緊急その他やむを得ない理由により会議が開催できないときは、その資料等を持ちまわり審査員から「美術資料審査報告書」(別記様式)を徴することによって、会議にかえることができる。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

別紙様式

美術資料審査報告書

種別	
名称	
所在地	
所有者	住所 電話 氏名
寸法	cm × cm
品質・形状	
制作年	
作者名	
購入予定価格	円(消費税込み)
文化財保護法による指定の有無	なし
備考	
考察	

平成 年 月 日

審査員 _____ 印